

あまみ地域づくり褒賞実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、かごしま未来創造ビジョンを踏まえた「奄美地域 地域振興の取組方針」に基づく各種施策の展開に寄与し、功績が顕著であるものなどを褒賞することを目的とする。

(褒賞を行う者)

第2条 褒賞は、支庁長が行う。

(褒賞の種類)

第3条 褒賞の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 表彰状を授与する褒賞
- (2) 感謝状を贈呈する褒賞

(褒賞の方法)

第4条 褒賞に当たっては、記念品又は副賞を添えることができる。

(表彰の推薦)

第5条 大島支庁管内市町村長並びに大島支庁各部長及び各事務所長は、表彰するにふさわしいものがあると認められるときは、これを支庁長に推薦することができる。

(被表彰者の決定)

第6条 支庁長は、前条の規定により推薦されたものその他表彰にふさわしいと認められるものの中から被表彰者の決定を行う。

2 支庁長は、前項の規定により被表彰者を決定した場合は、その氏名又は名称及び表彰の理由を公表するものとする。

(感謝状の贈呈)

第7条 支庁長は、感謝の意を表するにふさわしいと認められるものに対して、感謝状の贈呈を行うことができる。

(褒賞の時期)

第8条 褒賞は、随時行う。

(事務局)

第9条 本褒賞の事務局は、総務企画課に置く。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、褒賞に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月14日から施行する。

この要綱は、令和元年10月18日から施行する。